

R6.2.1改 (地方公務員等共済組合法施行規程第93条の2、第100条第2項)

組 合 員 証 組 合 員 被 扶 養 者 証  
 船 員 組 合 員 証 船 員 組 合 員 被 扶 養 者 証  
 任 意 継 続 組 合 員 証 任 意 継 続 組 合 員 被 扶 養 者 証  
 高 齢 受 給 者 証 特 定 疾 病 療 養 受 療 証  
 限 度 額 適 用 認 定 証 限 度 額 適 用 ・ 標 準 負 担 額 減 額 認 定 証

共済組合受付印

## 記 載 事 項 等 変 更 申 告 書

所属コード	所属所名	組合員氏名	組合員証記号番号
公立 三重			

《住所変更》 被扶養配偶者の住所も変更する際は「国民年金第3号被保険者住所変更届」もご提出ください。(詳細は裏面参照)

住所変更対象者	1. 組合員のみ	変更対象者の氏名 (左記が3又は4の場合に記入してください)
	2. 組合員および被扶養者全員	
	3. 被扶養者の一部	
	4. その他	
新 郵便番号		新 住所
		都道府県名から記載し、アパート等在住の場合は部屋番号まで記載してください。
都 道 府 県		市 郡 区 町 村
被扶養者の国内居住要件確認		
日本国内での住民票の有無	国内居住要件の例外コード	
1. 国内居住 2. 海外居住		

《氏名変更》 氏名変更は組合員証・被扶養者証を添付してください。複数人を変更する場合は当様式を人数分作成ください。

フリガナ 新 氏名	フリガナ 旧 氏名

《振込指定口座変更(市町費職員、任意継続組合員のみ)※》

新 振込指定口座				銀行・農協・労金	支店
銀行コード	支店コード	種目	口座番号	フリガナ 名義人氏名	
		1. 普通 2. 当座			

上記のとおり申告します。	〒	—
公立学校共済組合三重支部長 様	住 所	
令和 年 月 日	申告者 (組合員) 氏 名	
	TEL	— —

※. 振込指定金融機関は、三十三銀行(0154)、百五銀行(0155)、東海労働金庫(2972)及び農協に限ります。  
 氏名変更した際に、口座名義のみ変更した場合は記入不要です。

(注記) その他裏面の注意事項を読んで記入してください。

共済組合使用欄					
3号	証回収	審査	入力	発行	送付
<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	R . .				

## (注意事項)

### 1. 共通事項

- (1) 処理結果通知等は所属所へ送付します。ただし任意継続組合員は自宅へ送付します。
- (2) 県立学校及び県教委事務局に勤務する職員について、総務事務システムでの住所・氏名変更手続きとは別になります。

### 2. 住所変更（組合員証等の添付は不要です。）

- (1) **被扶養配偶者が20歳以上60歳未満かつ組合員が65歳未満の場合に、被扶養配偶者の住所に変更があった場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」を添付してください。**  
ただし、国外居住となる場合は「国民年金第3号保険者関係届」と次項の添付書類をご提出ください、

- (2) 被扶養者の住所変更する場合は「日本国内での住民票の有無」欄も選択してください。

【住所変更があった被扶養者全員が日本国内に住民票を有する場合】

「日本国内での住民票の有無」欄は「1. 国内居住」を選択してください。「国内居住要件の例外コード」欄は記入不要です。

【住所変更があった被扶養者が日本国内に住民票を有しなくなった場合】

「日本国内での住民票の有無」欄は「2. 海外居住」を選択し、「国内居住要件の例外コード」欄に下記の事由コードを記載してください。加えて、国内居住要件の例外に該当することを確認できる書類を添付してください。

コード	例外事由	添付書類 (以下のいずれか一つ)
1	外国に一時的に留学する方	ビザまたは外国の学校に在籍していることが確認できるもの (学生証、在学証明書または入学証明書等の写し)
2	外国に赴任する組合員に同行する方	ビザ、海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
3	観光、保養またはボランティア活動その他 就労以外の目的で長期にわたり渡航する方	ビザ、ボランティア派遣機関の証明またボランティアの参加 同意書等の写し
4	組合員が海外に赴任している間に当該組合 員との身分関係が生じた方であって、上記 コード1と同等と認められるもの	出生や結婚等を証明する書類等
5	その他	個別の事案に応じて判断

### 3. 氏名変更

次の区分に従い、組合員証等を添付してください。なお、組合員と被扶養者の複数人を同時に氏名変更する場合、当様式は人数分を作成してご提出ください。

事由	組合員証等の提出対象者
組合員の氏名が変更になったとき	組合員と被扶養者全員分 被扶養者に氏名変更がなくても提出してください。組合員のみが 氏名変更する場合、当様式は1枚だけで構いません。
被扶養者の氏名が変更になったとき	該当する被扶養者分

### 4. 振込指定口座変更

- (1) 銀行コード及び支店コードは通帳でご確認いただくかそれぞれの金融機関へお問い合わせください。
- (2) 口座番号は組合員本人の口座番号を7桁を記入してください。
- (3) 振込指定金融機関は、三十三銀行(0154)、百五銀行(0155)、東海労働金庫(2972)及び農協に限ります。
- (4) 氏名変更と併せて口座の名義のみ変更した場合は、口座欄の記入は不要です。氏名変更の申請のみで口座名義も登録変更します。
- (5) 県費教職員は県教委からの情報を基に給与の振込口座を登録させていただきますので、口座変更の届出は不要です。